

2026年度介護保険施設等整備事業者募集要項

資料編 目次

1. 補助金等についての参考資料.....	10
補助金等（介護保険施設等）	10
補助金等（施設内保育施設）	12
補助金等（創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備）	13
2. 特別養護老人ホームについての詳細要件.....	14
3. 特別養護老人ホームの評価の着眼点.....	20
4. 介護老人保健施設についての詳細要件	22
5. 介護老人保健施設の評価の着眼点.....	25
6. 介護医療院についての詳細要件	27
7. 介護医療院の評価の着眼点	31
8. 認知症高齢者グループホームについての詳細要件.....	33
9. 認知症高齢者グループホームの評価の着眼点.....	35
10. 小規模多機能型居宅介護事業所についての詳細要件.....	38
11. 看護小規模多機能型居宅介護事業所についての詳細要件.....	39
12. （看護）小規模多機能型居宅介護事業所の評価の着眼点	40
13. 添付書類チェックリスト.....	42

1. 補助金等についての参考資料

補助金等（介護保険施設等）

- 10～13 ページの補助等の内容は 2026 年 10 月 1 日現在のものであり、各事業について金額または内容が変更される場合や、補助金の対象外となる可能性があるので留意すること。

神戸市施設整備費補助（上限）

		金額	単位
特別養護老人ホーム（広域型）	増床・転換	2,850,000 円	1 床当り
小規模特別養護老人ホーム （併設されるショートステイ） （①と②の合計額）	①	5,960,000 円	1 床当り
	② (1 ユニット)	10,000,000 円	施設当り
	(2 ユニット以上)	20,000,000 円	
介護老人保健施設		23,000,000 円	施設当り
（看護）小規模多機能型居宅介護事業所（新設）		44,700,000 円	施設当り
（看護）小規模多機能型居宅介護事業所（空き家活用）		11,900,000 円	施設当り
介護職員等のための施設内保育施設（P12 参照）		16,000,000 円	施設当り

※ 以下の施設（注）を併設する場合、①の単価に 1.05 を乗じた額とする。

（注）小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、（看護）小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、緊急ショートステイの整備、介護職員等のための施設内保育施設

※ 各整備費補助に係る交付申請・実績報告については、補助事業の実施年度に行う必要がある。また、補助事業が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに交付申請・実績報告を行うとともに出来高に合わせた支払いを行う必要がある。（初年度 10%以上の出来高が必須）

	金額	単位
創設を条件に行う広域型施設（注）の大規模修繕・耐震化整備（P13 参照）	1,510,000 円	1 床当り

※（注）特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム・軽費老人ホーム

神戸市施設開設準備経費補助（上限）

	金額	単位
特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ	1,120,000 円	1 床当り
介護老人保健施設	1,120,000 円	1 床当り
介護医療院（新設のみ）	1,120,000 円	1 床当り
（看護）小規模多機能型居宅介護事業所（新設）	1,120,000 円	1 床当り (宿泊定員数)
（看護）小規模多機能型居宅介護事業所（空き家活用）	1,120,000 円	1 床当り (宿泊定員数)
認知症高齢者グループホーム（新設）	1,120,000 円	1 床当り
認知症高齢者グループホーム（空き家活用）	1,120,000 円	1 床当り
介護職員等のための施設内保育施設	5,610,000 円	施設当り

※開設準備経費補助の交付申請は、原則として開設日が属する年度内に行う必要がある。

併設型短期入所生活介護からの転換等で工事を伴わないものは対象外とする。

補助金等（施設内保育施設）

介護保険施設等における施設内保育施設整備を行う事業者を次のとおり募集します。

1. 募集概要

（1）対象施設

創設、増床を行う介護保険施設等

（2）対象事業

上記対象施設の施設内保育施設整備を行う工事費及び工事事務費

※対象経費は、保育施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に関する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）

（3）補助額

・補助基準額：16,000,000 円

・補助率：1/1

※対象経費の実支出額（本体施設と施設内保育施設の面積按分で算出した金額）又は上限補助基準額の低い方（1,000 円未満の端数は切り捨て）

補助金等（創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備）

創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備を行う事業者を次のとおり募集します。

1. 募集概要

（1）対象施設

事業者募集における、介護施設等を1施設創設することを条件に、定員30人以上の広域型施設（注）1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

（注）特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

（2）対象事業

上記対象施設の大規模修繕又は耐震化を行う工事費及び工事事務費

（3）補助額

補助基準額：1,510,000円 × 大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の定員数

（4）留意事項

- ・介護施設との新規整備と広域型施設の大規模修繕・耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を事業スケジュール表（添付書類 No.55）に記載すること。実施順序は問わないが、いずれも2027年度中に着工すること。
- ・2027年度において補助金の対象外となる可能性があるため、留意のこと。
（対象外が判明した時点で、本事業に申込みのあった事業者には、その旨を連絡します）

2. 特別養護老人ホームについての詳細要件

(1) 規模等について

I. 創設の場合＊（広域型は既存施設の増床・転換に限る）

- ① 広域型特別養護老人ホームにあつては1か所当たり30床以上100床以下（増床・転換後の床数）、小規模特別養護老人ホームにあつては1か所当たり29床以下であつて、どちらも個室・ユニット型とすること。
- ② 1ユニットの入所定員は、原則として10人以下とすること。ただし、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入所者の定員が15人までのユニットも認めます。
- ③ 小規模特別養護老人ホームにあつては、本体特養のサテライト型としても良い。
- ④ 小規模特別養護老人ホームにあつては、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所との併設が望ましい。

＊従来型個室・多床室について

従来型個室・多床室の整備については、定員の3割を目安に提案を認めます。

なお、多床室の整備にあたっては、居室における入所者のプライバシー保護に十分配慮してください。

II. 増床の場合

既存施設の床数と応募数を合算した数が、I. ①に記載の床数の範囲内であること。

(2) その他

- ① 小規模特別養護老人ホームについては、これまで小規模特別養護老人ホームが整備されていない日常生活圏域が望ましい。
- ② 居住費の設定及び低所得者への支援について、十分考慮すること。社会福祉法人等による利用者負担の軽減（社会福祉法人減免）を施設開設時から行うこと。
- ③ 胃ろう、経管栄養、痰吸引等の医療的処置の必要な要介護高齢者を受け入れること。
- ④ 視覚、聴覚若しくは言語機能等に重度の障害のある者、知的障害者又は精神障害者を受け入れること。
- ⑤ 地域住民等との交流について配慮すること。
- ⑥ 感染症対策について、ゾーニング計画、クラスター発生時の対応、他施設との連携（施設が機能しなくなった場合）、職員への感染管理に関する研修等、衛生面への配慮を行うこと。
- ⑦ 入所者の重度化について配慮すること。
- ⑧ 職員の働きやすさについて配慮すること。
- ⑨ 看取りについて、入所者、親族の意思決定支援を含む、意思・意向確認を入居時から行い、適宜見直しを行うこと。

(3)設備の要件については、下表のとおり

項 目		説 明 等
ユニットケア 【ユニット型特別養護老人ホームのみ】		<p>※ 家庭に近い居住環境の下で、少人数ごとに生活を共にする入所者に一人一人の生活のリズムを基本に据えた介護や日常生活上の世話をを行うことを特徴とする。</p> <p>※ 居室は個室とするとともに、居室に近接して少人数で食事をしたり談話を楽しんだりする空間（共同生活室）を設け、こうした個室と共同生活室をユニットとして建物を構成し運営しなければならない。</p>
設置が必要な設備		<p>【ユニット型特別養護老人ホーム】</p> <p>① ユニット（居室・共同生活室・洗面設備・便所） ② 浴室 ③ 医務室 ④ 調理室 ⑤ 洗濯室又は洗濯場 ⑥ 汚物処理室 ⑦ 介護材料室 ⑧ 事務室その他運営上必要な設備</p> <p>※ ユニット及び浴室は 3 階以上の階に設けてはならない。ただし本表「防災避難・防犯設備関係」に挙げる項目のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室についてはこの限りではない。</p> <p>※ サテライト型特別養護老人ホームは、本体施設の設備の利用等を条件として下記の項目の設備は設置しなくともよい。</p> <p>・医務室 ただし、必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて、臨床検査設備を設けること。</p> <p>・調理室 ただし、簡易な調理設備を設けること。</p>
		<p>【従来型特別養護老人ホーム】</p> <p>① 居室 ② 静養室 ③ 食堂 ④ 浴室 ⑤ 洗面設備 ⑥ 便所 ⑦ 医務室 ⑧ 調理室 ⑨ 介護職員室 ⑩ 看護職員室 ⑪ 機能訓練室 ⑫ 面談室 ⑬ 洗濯室又は洗濯場 ⑭ 汚物処理室 ⑮ 介護材料室 ⑯ 事務室その他運営上必要な設備</p> <p>※ 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室は 3 階以上の階に設けてはならない。ただし本表「防災避難・防犯設備関係」に挙げる項目のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室についてはこの限りではない。</p>
設備基準 (ユニット型特別養護老人ホーム)	ユニット	<p>☆ 通気性・採光・2 方向避難等に配慮した構造とすること。</p> <p>★ ユニット総数（老人短期入所事業を含む）が偶数である場合に、同一階に奇数ユニットを配置しないこと。</p> <p>★ ユニットの直列配置はしないこと。（他のユニットを通過しないと移動できない様な配置や構造は認められない）</p> <p>★ ユニット単位における設備の差別化はしないこと。</p> <p>★ 入所者のプライバシーに配慮した上で、可能な限り各居室は共同生活室に直接面した配置とすること。</p> <p>★ ユニット内に個浴、リネン庫、汚物処理室、洗濯室等を設けること。</p> <p>★ ユニット毎に感染症対策として玄関室を設けること。</p> <p>★ ユニットごとに個人情報の取り扱いに配慮した記録スペースを設けること。</p>
	居 室	<p>☆ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービス提供上必要と認められる場合（夫婦などを想定）は、二人とすることができる。</p> <p>☆ 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1 ユニットの入所定員は原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。</p> <p>☆ 地階に設けないこと。</p> <p>☆ 一人当たりの床面積$\geq 10.65 \text{ m}^2$（内法）以上とする（洗面・収納設備スパー</p>

			<p>スを含む。トイレは含まない) 定員が二人の場合にあつては 21.3 m² (内法) 以上とすること。</p> <p>☆ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>☆ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設置すること。</p> <p>☆ 床面積 1/14 以上に相当する面積を直接外気に面して開放できる様にするこ と。</p> <p>☆ 必要に応じ、入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えるこ と。</p> <p>☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>★ 洗面設備を設置すること。</p> <p>★ ストレッチャー・車椅子の回転が可能であること。</p> <p>★ 2方向からの介護ができるベッド配置とすること。</p> <p>★ 出入口のドアは引戸とする（開放時、自然に閉まらない）こと。</p> <p>★ 出入口の有効幅は 120cm 以上確保すること。（最低 90cm）</p> <p>★ 居室内にトイレを設置すること。</p> <p>★ 複数のコンセントを設置すること。（電動ベッド・個人用電化製品）</p>
		共同生活室	<p>☆ 共同生活室はいずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入所者 が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する こと。</p> <p>☆ 当該ユニットの入所者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事したり、 談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内 を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。</p> <p>☆ ユニットの共同生活室間の壁を可動式としていないこと。</p> <p>☆ 他のユニットの入所者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他 の場所に移動することができるようになっていること。</p> <p>☆ 地階に設けないこと。</p> <p>☆ 一の共同生活室の床面積は 2 m²に当該共同生活室が属するユニットの入所 定員を乗じて得た面積以上とすること及び必要な設備及び備品を備えるこ と。</p> <p>★ 入所者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点 から、簡易な調理等ができるミニキッチンを設けること。</p> <p>★ 採光、眺望などに配慮すること。</p>
		洗面設備	<p>☆ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>☆ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>★ 共同生活室内の 1 か所に集中して設けるのではなく、2 か所以上に分散し て設けること。</p> <p>★ 共用部分（ユニットの入り口等）にも設けること。</p>
		便 所	<p>☆ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用 するのに適したものとすること。</p> <p>★ 各居室に設けない場合は、共同生活室内の 1 か所に集中して設けるのではな く分散して設け、入所者 2 人に 1 か所設けること。</p> <p>★ 居室に設けない場合は、車椅子がトイレ内に入り、扉を閉めることができる 広さであること。</p> <p>★ 車椅子用便所については、「兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則」にそ った整備をすること。</p> <p>★ 共同生活室からトイレが丸見えにならないよう配慮すること。</p>

設備基準 (従来型特別養護老人ホーム)	廊 下	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 廊下の幅は 1.8m 以上とすること。ただし中廊下の場合は 2.7m 以上とすること。なお廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m 以上、中廊下にあっては、1.8m 以上として差し支えない。（いずれの場合も内法によるものとし、手すりの内側から測定すること） ★ 両側に手すりを設置すること。 ★ 車椅子・ストレッチャーの当たり（キックプレート等）を設置すること。
	居 室	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 一の居室の定員は、4 人以下とすること。 ☆ 地階に設けないこと。 ☆ 1 人当たりの床面積$\geq 10.65 \text{ m}^2$（内法）以上とすること（収納設備スペースを含む。トイレは含まない） ☆ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ☆ 入所者が個人で利用する空間は、建物に固定された壁又は扉等で四方を囲み区画すること。（上部開放は可。ただし、移動式の家具やカーテンでの区画は不可とする） ☆ 1 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設置すること。 ☆ 床面積 1/14 以上に相当する面積を直接外気に面して開放できる様にする こと。 ☆ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ★ 洗面設備を設置すること。 ★ ストレッチャー・車椅子の回転が可能であること。 ★ 2 方向からの介護ができるベッド配置とすること。 ★ 出入口のドアは引戸とする（開放時、自然に閉まらない）こと。 ★ 出入口の有効幅は 120cm 以上確保すること。（最低 90 cm） ★ 居室内にトイレを設置すること。 ★ 複数のコンセントを設置すること。（電動ベッド・個人用電化製品）
	静養室	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 ☆ 1 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設置すること。 ☆ 床面積 1/14 以上に相当する面積を直接外気に面して開放できる様にする こと。 ☆ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
	洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 居室のある階ごとに適当数設けること。 ☆ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
	便 所	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 居室のある階ごとに居室に近接して適当数設けること。 ☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ★ 各居室に設けない場合は、1 か所に集中して設けるのではなく分散して適当数設けること。 ★ 車椅子がトイレ内に入り、扉を閉めることができる広さであること。 ★ 車椅子用便所については、「兵庫県福祉のまちづくり条例施行規則」にそった整備をすること。
	介護職員室	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 ☆ 必要な備品を備えること。
	食堂及び	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計

設 備 基 準 (共 通)	機能訓練室	<p>した面積（内法）は、3㎡に入所定員を乗じて得た面積以上とすること。</p> <p>ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。</p> <p>☆ 必要な備品を備えること。</p>
	廊 下	<p>☆ 廊下の幅は 1.8m 以上とすること。ただし中廊下の場合は 2.7m 以上とすること。</p> <p>★ 両側に手すりを設置すること。</p> <p>★ 車椅子・ストレッチャーの当たり（キックプレート等）を設置すること。</p>
	浴 室	<p>☆ 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>★ 入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設置すること。</p> <p>★ 脱衣室・浴室に手すりを設置すること。</p> <p>★ ユニット型の場合は、ユニット毎に個浴、脱衣室を設置すること。</p>
	医務室	<p>☆ 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所とすること。</p> <p>☆ 入所者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p> <p>★ 看護職員室と一体的に整備すること。</p>
	調理室	<p>☆ 火気を使用する部分は不燃材料を用いること。</p> <p>★ 検収室・事務室・食品庫・休憩室・便所・シャワーを設置すること。</p> <p>★ 休憩室は畳の部屋とする（宿泊することがある）こと。</p> <p>★ 衛生保持のため他の部分とは動線を明確に分離すること。</p> <p>★ 調理・配膳と下膳・食器洗浄のスペースを分離すること。</p> <p>★ 空調は通常の空調の他、スポット空調を併用すること。</p>
	洗濯室	<p>★ 洗濯物の整理のためのスペースを一体的に整備すること。</p> <p>★ 騒音・排熱対策には充分留意すること。</p>
	汚物処理室	<p>★ 洗濯室、浴室と近接させること。</p> <p>★ 階が違えば小荷物専用昇降機で洗濯室と連絡させること。</p> <p>★ 共用部を通ることなく、汚物を直接外部に排出できるようにすること。（清潔用と汚物用の動線が重ならないようにすること）</p>
	事務室	<p>★ 施設管理や外来客への対応のため玄関に近い位置に配置すること。</p> <p>★ 事務室周りに湯沸し室を設置すること。（給湯器・流し・コンロ・冷蔵庫・食器棚）</p>
	階 段	☆ 傾斜は緩やかにすること。
	常夜灯	☆ 廊下・共同生活室・便所その他必要な場所に設置すること。
	手すり	☆ 廊下及び階段には設置すること。
	宿直室	☆ 宿直者を配置する場合は、宿直室を設置すること。
	防災避難・防犯設備関係	<p>☆ ユニット又は浴室（従来型特別養護老人ホームにおいては、居室、静養室、浴室、食堂及び機能訓練室）のある 3 階以上の各階に通じる特別避難階段を 2 以上有すること。（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子もしくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1 以上）</p> <p>☆ 3 階以上の階にあるユニット又は浴室（従来型特別養護老人ホームにおいては、居室、静養室、浴室、食堂及び機能訓練室）及びこれらから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>☆ ユニット又は浴室（従来型特別養護老人ホームにおいては、居室、静養室、浴室、食堂及び機能訓練室）のある 3 階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備により防災上</p>

		<p>有効に区画されていること。</p> <p>☆ ユニット又は浴室（従来型特別養護老人ホームにおいては、居室、静養室、浴室、食堂及び機能訓練室）が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合はこの限りではない。</p> <p>☆ 避難経路については、「居室」→「廊下」→「階段」を原則とすること。</p> <p>★ 避難経路の重複距離は20m以下とすること。</p> <p>☆ ユニット毎又はフロア毎に2方向避難を確保すること。</p> <p>★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。</p> <p>★ 防犯対策設備（防犯カメラ、フェンス、電子錠等）を設置すること。</p>
	その他	<p>☆ 採光、通気性の確保に配慮すること。</p> <p>☆ 地域交流スペースを設けること。</p> <p>★ 入所者が自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入所者と交流したり、多数の入所者が集まったりすることができる場所（セミパブリックスペース）を設けること。</p> <p>★ 家族面会室は2方向から出入りできるようにすること。</p> <p>★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が稼働できるよう非常用自家発電設備を設置するなどの対策を講じること。</p> <p>★ 非常災害時における備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の受入れに対する配慮をすること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号） ・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号） ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号） ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第43号） ・ 神戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月20日神戸市条例第36号） ・ 神戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月20日神戸市条例第32号） <p>その他関係法令・通知を遵守すること</p>		

注) ☆は満たす必要があるもの ★は満たすことが望ましいもの

3. 特別養護老人ホームの評価の着眼点

評価項目			評価の着眼点	配点
I	運 営 計 画	1. 運営理念	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業についての趣意・方針及び予定地選定の理由が明確であり具体的である。 ● 地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 ● 感染症にかかる予防策及び発生時の対策について具体的かつ適切である。 ● 災害時の業務継続計画(BCP)について具体的かつ適切である。 	25
		2. 人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業開設前後に必要な研修の(虐待の防止に係る研修を含む)内容・時期が具体的に計画されている。 ● 個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 ● 業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。 ● 人材確保・定着支援に向けた具体的な計画を持っている。 ● 介護ロボットや ICT の活用等による職員への負担軽減のための仕組みを持っている。 ● 入所者の重度化、看取りに対する具体的な計画を持っている。 ● 医療的ケアの必要な方、高齢障害者の受入れについて具体的な計画を持っている。 ● 入所者受け入れ計画が適切である。 	
		3. 医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力医療機関について計画地の行政区の医師会及び協力医療機関となる医療機関と、適切に協議を行っている。 ● 協力歯科医療機関について計画地の行政区の歯科医師会及び協力歯科医療機関となる歯科医療機関と、適切に協議を行っている。 	
		4. 併設事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体施設と連携する併設事業があり、併設による効果を期待できる。 ● 施設内に保育施設を併設する計画がある。 ● 施設の一部を転用する場合、転用により縮小(廃止)される事業について、縮小(廃止)する合理的な理由があり、現にサービス提供を受けている利用者等に影響が及ばないような方策がある。 	
II	運 営 実 績	1. 法人の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置主体である法人の所在地が神戸市もしくは兵庫県にある。 ● 同種の事業所を運営する実績がある。 ● 過去の監査等において重大な問題がない。 	10
		2. 施設長の事業経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設長予定者に同種事業での勤務経験がある。 ● 施設長予定者が施設長の資格要件を満たしている。 	
		3. 生活相談員の事業経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活相談員予定者に同種事業での勤務経験がある。 ● 生活相談員予定者が生活相談員の資格要件を満たしている。 	
III	施 設 立 地	1. 地域との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣住民及び自治会等へ適切に情報提供を行っている。 	20
		2. 計画地	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画地において高い整備効果を見込める。 ● 計画地は同種事業所が未整備の日常生活圏域である。 ● 同種施設の偏在を防ぐ観点から、同種施設と一定距離を確保している。 ● 土砂災害警戒区域等に指定されていない。 	
		3. 土地・建物所有形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地・建物について確実に使用できる見込みがあり、書面により確認できる。 	
IV	資 金	1. 資金計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の財務状況が適切である。 ● 収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 ● 施設整備に係る自己資金について、施設整備費から施設整備補助金を差し引 	15

	計画		<p>いた額の2割以上を有している。(直近決算年度の当期末支払資金残高で確保できている)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。 ● 建設費が適切に見込まれている。 	
	2. 利用者負担		<ul style="list-style-type: none"> ● 居住費の金額が国の定める基準額程度である。 	
V	施設計画	1. 建築計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。 ● ユニット又はフロアの形状・広さ・配置が適切であり、入所者の居住環境に配慮されている。 ● 増床後の定員に対し、適切な規模の食堂や機能訓練室等の各設備を有している(増床の場合) ● 地域交流スペースを適切に確保している。(災害時の福祉避難所として指定を受ける場合について要援護者の受入れ可能な広さ及び必要な資材の保管場所が確保されている) ● 入所者が利用できる屋外空間を適切に確保している。 ● 居室の間にゆとりがあり、居室の形状が良い。 ● 汚物処理の動線、食事提供の動線が区分されている。 <p>また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2方向からの介護に配慮した浴室、浴槽等を適切に配置している。 ● 施設行事の備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。 ● 介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。 ● 駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。 ● 無理のない整備スケジュールとなっている。 ● 「特別養護老人ホームについての詳細要件」の★「整備をすることが望ましいもの」について配慮がある。 	30
		2. 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。(施設出入口及びユニット出入口への手洗い器の設置・備蓄資材用の倉庫・三密を避ける十分なスペースの食堂等の確保・2方向から出入りできる家族面会室の設置など) ● 緊急時の2方向避難・非常用自家発電設備等をはじめ、災害時の要援護者対応や防犯対策について配慮されている。 	
		3. 設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備基準を満たしている(満たしていない場合は内容により減点又は選考外とすることがある)。 	
		4. 既存建物 老朽化対処	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存建物を使用する場合、建物の老朽化に対処するための方策があり、適切である。 	
	合 計			100

- ※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。
- ※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない又はマイナス評価とする場合があります。
- ※ 医療関係団体及び地域の住民等への情報提供・打合せ記録の提出がない場合、並びに添付書類 A-3「事業計画書」における関係機関との調整・協議の記録の添付がない場合は、評価の対象としない又はマイナス評価とする場合があります。
- ※ 著しく点数が低い項目があれば、指定候補事業者として選考されない場合があります。

4. 介護老人保健施設についての詳細要件

(1) 規模等について

- ① 介護老人保健施設にあつては、1 か所当たり 100 床以下（サテライト型小規模介護老人保健施設、医療機関併設型小規模介護老人保健施設は 1 か所当たり 29 床以下）で原則として個室・ユニット型とすること。
 ※増床の場合は、既存施設の床数と募集数を合算した数が上記床数の範囲内であること。
- ② 1 ユニットの入所定員は、原則として 10 人以下とすること。ただし、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入所者の定員が 15 人までのユニットも認めます。

(2) 施設構成

- ① 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを実施すること。
- ② 「ユニット型介護保健施設サービス費(I)」を算定する全室個室・ユニット型施設が望ましいこと。

(3) 施設運営

- ① 介護保険法その他関連法令を遵守するとともに、地域医療・地域福祉と連携を図り、地域の介護保険サービスの拠点となる介護老人保健施設の整備を行うこと。
- ② 短期入所療養介護の実施について考慮すること。
- ③ 地域住民等との交流について配慮すること。
- ④ 感染症対策についてゾーニング計画を含めた衛生面への配慮を行うこと。
- ⑤ 入所者の重度化への対応や職員の働きやすさに配慮すること。

(4) 設備の要件については、下表のとおり

項目		説明等
設置が必要な設備		①ユニット（療養室、共同生活室、便所、洗面所） ②診察室 ③機能訓練室 ④浴室 ⑤サービスステーション ⑥調理室 ⑦洗濯室又は洗濯場 ⑧汚物処理室
設備基準	ユニット	☆ 1 ユニットの入所定員は原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。 ★ ユニット毎に感染症対策として玄関室を設けること。 ★ ユニットごとに個人情報の取り扱いに配慮した記録スペースを設けること。
	療養室	☆ 定員は 1 名とし、10.65 ㎡/人以上の面積とすること。 （療養室内に洗面所がある場合はその面積を含み、便所がある場合はその面積を除く） ☆ ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。 ☆ 地階に設けてはならないこと。 ☆ 1 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面した出入口を設けること。 ☆ 寝台又はこれに変わる設備を設けること。 ☆ 身の回り品を保管できる設備を備えること。 ☆ ナースコールを設けること。
	共同生活室	☆ 2 ㎡×ユニット定員以上の面積とすること。 ☆ 他ユニットの入所者が、共同生活室を通過しなくても施設内のほかの場所に移動できること。 ☆ ユニットの入所者全員とその介護等を行う職員が、一度に食事をした

			<p>り談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。</p> <p>★ 簡単な流し・調理設備を設けること。</p>
		洗面所	<p>☆ 療養室ごとか共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>☆ 身体が不自由な方が使用するのに適したものを設けること。</p> <p>☆ 共同生活室ごとに設ける場合は2か所以上に分散して設置すること。</p> <p>★ 療養室ごとに設置すること。</p>
		便所	<p>☆ 療養室ごとか共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>☆ 身体が不自由な方が使用するのに適したものを設けること。</p> <p>☆ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>☆ 常夜灯を設けること。</p> <p>☆ 共同生活室ごとに設ける場合は2か所以上に分散して設置すること。</p> <p>★ 療養室ごとに設置すること。</p> <p>★ 共同生活室からトイレが丸見えにならないよう配慮すること。</p>
		機能訓練室	<p>☆ 1㎡×定員以上の面積とすること。</p> <p>☆ 必要な機械、器具を備えること。</p>
		浴室	<p>☆ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>☆ 一般浴槽のほか特別浴槽を設けること。</p> <p>★ 療養室のある階ごとに設けること。</p>
		廊下	<p>☆ 廊下の幅は1.8m以上とすること。ただし中廊下の場合は2.7m以上とすること。なお廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m以上、中廊下にあつては、1.8m以上として差し支えない。（いずれの場合も内法によるものとし、手すりの内側から測定すること）</p> <p>☆ 手すりを設けること。</p> <p>☆ 常夜灯を設けること。</p> <p>★ 両側に手すりを設置すること。</p> <p>★ 車椅子・ストレッチャーの当たり（キックプレート等）を設置すること。</p>
		防災避難・防犯設備関連	<p>☆ 耐火建築物とすること。</p> <p>☆ 療養室等が2階以上にある場合は屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。</p> <p>☆ 療養室等が3階以上にある場合は避難階段を2以上設けること。</p> <p>☆ 階段に手すりを設けること。傾斜は緩やかにすること。</p> <p>★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が稼動できるよう非常用自家発電設備を設置するなどの対策を講じること。</p> <p>★ 非常災害時における備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の受入れに対する配慮をすること。</p> <p>★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。</p> <p>★ 防犯対策設備（防犯カメラ、フェンス、電子錠等）を設置すること。</p> <p>☆ 階段の両側に手すりを設けること</p>
		その他	<p>☆ 車椅子、ギャッジベッド、ストレッチャー等を備えること。</p> <p>☆ 家庭的な雰囲気を確保するよう創意工夫すること。</p> <p>★ 車椅子等による移動に支障のないよう床の段差をなくすよう努めること。</p> <p>★ 他のユニットの入所者と交流したり、多数の入所者が集まったりすることができる場所を設けること。</p>

		<p>★ 汚物処理室からの汚物の排出においては、共用部を通ることなく、汚物を直接外部に排出できるようにすること。（清潔用と汚物用の動線が重ならないようにすること）</p> <p>★ 家族面会室は２方向から出入りできるようにすること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(厚生労働省令第 40 号) ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知) ・ 神戸市介護老人保健施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 20 日神戸市条例第 33 号） <p>その他関係法令・通知を遵守すること</p>		

注) ☆は満たす必要があるもの ★は満たすことが望ましいもの

(5)その他

- ① 他の施設を併設する場合には、その施設の必要性及び開設の見込み等について、関係先と調整の上計画すること。

5. 介護老人保健施設の評価の着眼点

評価項目			評価の着眼点	配点
I	運営計画	1. 運営理念	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業についての趣意・方針及び予定地選定の理由が明確であり具体的である。 ● 地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 ● 感染症にかかる予防策及び発生時の対策について具体的かつ適切である。 ● 災害時の業務継続計画(BCP)について具体的かつ適切である。 	25
		2. 人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業開設前後に必要な研修の(虐待の防止に係る研修を含む)内容・時期が具体的に計画されている。 ● 個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 ● 業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。 ● 人材確保・定着支援に向けた具体的な計画を持っている。 ● 介護ロボットや ICT の活用等による職員への負担軽減のための仕組みを持っている。 ● 入所者の重度化、看取りに対する具体的な計画を持っている。 ● 医療的ケアの必要な方の受入れについて具体的な計画を持っている。 ● 入所者受け入れ計画が適切である。 	
		3. 医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力医療機関について計画地の行政区の医師会及び協力医療機関となる医療機関と、適切に協議を行っている。 ● 協力歯科医療機関について計画地の行政区の歯科医師会及び協力歯科医療機関となる歯科医療機関と、適切に協議を行っている。 	
		4. 併設事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体施設と連携する併設事業があり、併設による効果を期待できる。 ● 施設内に保育施設を併設する計画がある。 	
II	運営実績	1. 法人の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置主体である法人の所在地が神戸市もしくは兵庫県にある。 ● 同種の事業所を運営する実績がある。 ● 過去の監査等において重大な問題がない。 	10
		2. 施設長の事業経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設長予定者に同種事業での勤務経験がある。 ● 施設長予定者が施設長の資格要件を満たしている。 	
		3. 支援相談員の事業経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援相談員予定者に同種事業での勤務経験がある。 ● 支援相談員予定者は社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するものか、介護支援専門員または介護福祉士である。 	
III	施設立地	1. 地域との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣住民及び自治会等へ適切に情報提供を行っている。 	15
		2. 計画地	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画地において高い整備効果を見込める。 ● 計画地は同種事業所が未整備の日常生活圏域である。 ● 同種施設の偏在を防ぐ観点から、同種施設と一定距離を確保している。 ● 土砂災害警戒区域等に指定されていない。 	
		3. 土地・建物所有形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地・建物について確実に使用できる見込みがあり、書面により確認できる。 	
IV	資金計画	1. 資金計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の財務状況が適切である。 ● 収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 ● 施設整備に係る自己資金について、施設整備費から施設整備補助金を差し引いた額の 2 割以上を有している。 ● 開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の 12 分の 2 以上を有している。 ● 建設費が適切に見込まれている。 	20

		2. 利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住費の金額が国の定める基準額程度である。 	
V	施設計画	1. 建築計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。 ● ユニットの形状・広さ・配置が適切であり、入所者の居住環境に配慮されている。 ● 地域交流スペースを適切に確保している。（災害時の福祉避難所として指定を受ける場合について要援護者の受入れ可能な広さ及び必要な資材の保管場所が確保されている） ● 入所者が利用できる屋外空間を適切に確保している。 ● 居室の間口にゆとりがあり、居室の形状が良い。 ● 汚物処理の動線、食事提供の動線が区分されている。 <p>また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2方向からの介護に配慮した浴室、浴槽等を適切に配置している。 ● 施設行事の備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。 ● 介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。 ● 駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。 ● 無理のない整備スケジュールとなっている。 ● 「介護老人保健施設についての詳細要件」の★「整備することが望ましいもの」について配慮がある。 	30
		2. 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。（施設出入口及びユニット出入口への手洗い器の設置・備蓄資材用の倉庫・三密を避ける十分なスペースの食堂等の確保・2方向から出入りできる家族面会室の設置など） ● 緊急時の2方向避難・非常用自家発電設備等をはじめ、災害時の要援護者対応や防犯対策について配慮されている。 	
		3. 設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 設備基準を満たしている（満たしていない場合は内容により減点又は選考外とすることがある）。 	
		4. 既存建物老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存建物を使用する場合、建物の老朽化に対処するための方策があり、適切である。 	
	合 計			100

※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない又はマイナス評価とする場合があります。

※ 医療関係団体及び地域の住民等への情報提供・打合せ記録の提出がない場合、並びに添付書類 A-3「事業計画書」における関係機関との調整・協議の記録の添付がない場合は、評価の対象としない又はマイナス評価とする場合があります。

※ 著しく点数が低い項目があれば、指定候補事業者として選考されない場合があります。

6. 介護医療院についての詳細要件

介護医療院については、介護療養病床（療養機能強化型）相当のサービス（Ⅰ型）、または、老人保健施設相当以上のサービス（Ⅱ型）のサービスが提供されるよう、設備・運営基準等については以下のとおりとする。

（１）規模等について

- ① 介護医療院にあつては、1 か所当たり 100 床以下で原則として個室・ユニット型とすること。
 ※増床の場合は、既存施設の床数と募集数を合算した数が上記床数の範囲内であること。
 ※従来型個室・多床室について
 なお、多床室の整備にあたっては、居室における入所者のプライバシー保護に十分配慮してください。
- ② 1 ユニットの入所定員は、原則として 10 人以下とすること。ただし、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入所者の定員が 15 人までのユニットも認めます。

（２）施設運営

- ① 介護保険法その他関連法令を遵守するとともに、地域医療・地域福祉と連携を図り、地域の介護保険サービスの拠点となる介護医療院の整備を行うこと。
- ② 医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設であることを考慮する。
- ③ 地域住民等との交流について配慮すること。
- ④ 感染症対策についてゾーニング計画を含めた衛生面への配慮を行うこと。
- ⑤ 入所者の重度化への対応や職員の働きやすさに配慮すること。

（３）設備の要件については、下表のとおり

項目		説明等
設置が必要な設備		【ユニット型介護医療院】 ①ユニット（療養室、共同生活室、便所、洗面所） ②診察室 ③処置室 ④機能訓練室 ⑤浴室 ⑥サービスステーション ⑦調理室 ⑧洗濯室又は洗濯場 ⑨汚物処理室
		【従来型介護医療院】 ①療養室 ②診察室 ③処置室 ④機能訓練室 ⑤談話室 ⑥食堂 ⑦浴室 ⑧レクリエーション・ルーム ⑨洗面所 ⑩便所 ⑪サービス・ステーション ⑫調理室 ⑬洗濯室又は洗濯場 ⑭汚物処理室
設備基準 (ユニット型介護医療院)	ユニット	☆ 1 ユニットの入所定員は原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。こと。 ★ ユニット毎に感染症対策として玄関室を設けること。 ★ ユニットごとに個人情報の取り扱いに配慮した記録スペースを設けること。
	療養室	☆ 定員は 1 名とし、10.65 m ² /人以上の面積とすること。 （療養室内に洗面所がある場合はその面積を含み、便所がある場合はその面積を除く） ☆ 地階に設けてはならないこと。 ☆ 1 以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

			<ul style="list-style-type: none"> ☆ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ☆ ナース・コールを設けること。 ☆ ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。
		共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 2 m²×ユニット定員以上の面積とすること。 ☆ 他ユニットの入所者が、共同生活室を通過しなくても施設内のほかの場所に移動できること。 ☆ ユニットの入所者全員とその介護等を行う職員が、一度に食事をしたり談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。 ★ 簡単な流し・調理設備を設けること。
		洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 療養室ごとか共同生活室ごとに適当数設けること。 ☆ 身体が不自由な方が使用するのに適したものを設けること。 ☆ 共同生活室ごとに設ける場合は2か所以上に分散して設置すること。 ★ 療養室ごとに設置すること。
		便所	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 療養室ごとか共同生活室ごとに適当数設けること。 ☆ 身体が不自由な方が使用するのに適したものを設けること。 ★ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ★ 常夜灯を設けること。 ☆ 共同生活室ごとに設ける場合は2か所以上に分散して設置すること。 ★ 療養室ごとに設置すること。 ★ 共同生活室からトイレが丸見えにならないよう配慮すること。
設備基準 (従来型介護医療院)	療養室		<ul style="list-style-type: none"> ☆ 療養室の定員は、4人以下とすること。 ☆ 入所者1人当たりの床面積は、8 m²以上とすること。 ☆ 地階に設けてはならないこと。 ☆ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ☆ 入所者のプライバシーの確保に配慮した療養床を備えること。 ☆ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ☆ ナース・コールを設けること。
	談話室		<ul style="list-style-type: none"> ☆ 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
	食堂		<ul style="list-style-type: none"> ☆ 内法による測定で、入所者一人当たり1 m²以上の面積を有すること。
	レクリエーション・ルーム		<ul style="list-style-type: none"> ☆ レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
	洗面所		<ul style="list-style-type: none"> ☆ 身体が不自由な方が使用するのに適したものを設けること。
	便所		<ul style="list-style-type: none"> ☆ 身体が不自由な方が使用するのに適したものを設けること。 ★ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ★ 常夜灯を設けること。
設備基準 (共通)	診察室		<ul style="list-style-type: none"> ☆ 診察室は、次に掲げる施設を有すること。 (1)医師が診察を行う施設（医師が診療を行うのに適切なもの） (2)喀痰、血液、尿、糞便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設（臨床検査施設※）（病院又は診療所に設置される臨床検査施設に求められる検査基準及び構造設備基準を満たすもの） (3)調剤を行う施設（病院又は診療所に設置される調剤所に求められる

		<p>基準を満たすもの)</p> <p>※ 臨床検査施設は、人体から排出され、又は採取された検体の検査（検体検査）の業務を委託する場合にあっては、当該検体検査に係る設備を設けないことができる。</p>
	処置室	<p>☆ 処置室は、次に掲げる施設を有すること。</p> <p>(1)入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設（医師が処置を行うのに適切なもの）</p> <p>(2)診察の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値とする。）が十キロボルト以上であり、かつ、その有するエネルギーが一メガ電子ボルト未満のものに限る。）（診察の用に供するエックス線装置は、医療法及び医療法施行規則及び医療法施行規則の一部を改正する省令の施行についてにおいて求められる防護に関する基準を満たすものであること。）</p> <p>☆ 上記処置室(1)に規定する施設にあっては、上記診察室(1)に規定する施設と兼用することができる。</p>
	機能訓練室	<p>☆ 内法による測定で 40 m²以上の面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。</p>
	浴室	<p>☆ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>☆ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。</p> <p>★ 療養室のある階ごとに設けること。※ユニット型のみ</p>
	廊下	<p>☆ 廊下の幅は 1.8m 以上とすること。ただし中廊下の場合は 2.7m 以上とすること。</p> <p>※「なお廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m 以上、中廊下にある場合は、1.8m 以上として差し支えない。（いずれの場合も内法によるものとし、壁から測定すること）」※ユニット型のみ</p> <p>☆ 手すりを設けること。</p> <p>☆ 常夜灯を設けること。</p> <p>★ 両側に手すりを設置すること。</p> <p>★ 車椅子・ストレッチャーの当たり（キックプレート等）を設置すること。</p>
	サービスステーション	<p>☆ 看護・介護職員が入所者のニーズに適切に応じられるよう、療養室のある階ごとに療養室に近接して設けること。</p>
	調理室	<p>☆ 食品、調理器具等の消毒設備、食器・食品等の保管設備、防虫及び防鼠設備を設けること。</p>
	防災避難・防犯設備関連	<p>☆ 耐火建築物とすること。</p> <p>☆ 療養室等が 2 階以上にある場合は屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ 1 以上設けること。</p> <p>☆ 療養室等が 3 階以上にある場合は避難階段を 2 以上設けること。</p> <p>☆ 階段に手すりを設けること。傾斜は緩やかにすること。</p> <p>☆ 介護医療院サービスの一環として行われる診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、医療法において病院又は診療所が求められる危害防止上必要な方法を講ずること。</p> <p>★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が稼働できるよう非常用自家発電設備を設置するなどの対策を講じること。</p> <p>★ 非常災害時における備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の</p>

		<p>受入れに対する配慮をすること。</p> <p>★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。</p> <p>★ 防犯対策設備（防犯カメラ、フェンス、電子錠等）を設置すること。</p> <p>★ 階段の両側に手すりを設けること</p>
	その他	<p>☆ 車椅子、ギャッジベッド、ストレッチャー等を備えること。</p> <p>☆ 家庭的な雰囲気確保するよう創意工夫すること。</p> <p>★ 車椅子等による移動に支障のないよう床の段差をなくすよう努めること。</p> <p>★ 他のユニットの入所者と交流したり、多数の入所者が集まったりすることができる場所を設けること。</p> <p>★ 汚物処理室からの汚物の排出においては、共用部を通ることなく、汚物を直接外部に排出できるようにすること。（清潔用と汚物用の動線が重ならないようにすること）</p> <p>★ 家族面会室は2方向から出入りできるようにすること。</p>

注) ☆は満たす必要があるもの ★は満たすことが望ましいもの

(4) その他

他の施設を併設する場合には、その施設の必要性及び開設の見込み等について、関係先と調整の上計画すること。

7. 介護医療院の評価の着眼点

評価項目			評価の着眼点	配点
I	運営計画	1. 運営理念	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業についての趣意・方針及び予定地選定の理由が明確であり具体的である。 ● 地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 ● 感染症にかかる予防策及び発生時の対策について具体的かつ適切である。 ● 災害時の業務継続計画(BCP)について具体的かつ適切である。 ● 医療の必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設であることを考慮している。 	25
		2. 人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業開設前後に必要な研修の(虐待の防止に係る研修を含む)内容・時期が具体的に計画されている。 ● 個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 ● 業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。 ● 人材確保・定着支援に向けた具体的な計画を持っている。 ● 介護ロボットや ICT の活用等による職員への負担軽減のための仕組みを持っている。 ● 入所者の重度化、看取りに対する具体的な計画を持っている。 ● 医療的ケアの必要な方の受入れについて具体的な計画を持っている。 ● 入所者受け入れ計画が適切である。 	
		3. 医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力医療機関について計画地の行政区の医師会及び協力医療機関となる医療機関と、適切に協議を行っている。 ● 協力歯科医療機関について計画地の行政区の歯科医師会及び協力歯科医療機関となる歯科医療機関と、適切に協議を行っている。 	
		4. 併設事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体施設と連携する併設事業があり、併設による効果を期待できる。 ● 施設内に保育施設を併設する計画がある。 	
II	運営実績	1. 法人の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置主体である法人の所在地が神戸市もしくは兵庫県にある。 ● 同種の事業所を運営する実績がある。 ● 過去の監査等において重大な問題がない。 	10
		2. 管理者の事業経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理者予定者に同種事業での勤務経験がある。 ● 管理者予定者が管理者の資格要件を満たしている。 	
		3. 介護支援専門員の事業経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護支援専門員予定者に同種事業での勤務経験がある。 ● 介護支援専門員予定者が資格要件を満たしている。 	
III	施設立地	1. 地域との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣住民及び自治会等へ適切に情報提供を行っている。 	15
		2. 計画地	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画地において高い整備効果を見込める。 ● 計画地は同種事業所が未整備の日常生活圏域である。 ● 同種施設の偏在を防ぐ観点から、同種施設と一定距離を確保している。 ● 土砂災害警戒区域等に指定されていない。 	
		3. 土地・建物所有形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地・建物について確実に使用できる見込みがあり、書面により確認できる。 	

IV	資金計画	1. 資金計画	<ul style="list-style-type: none">● 法人の財務状況が適切である。● 収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。● 施設整備に係る自己資金について、施設整備費の2割以上を有している。● 開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。● 建設費が適切に見込まれている。	20
		2. 利用者負担	<ul style="list-style-type: none">● 居住費の金額が国の定める基準額程度である。	
V	施設計画	1. 建築計画	<ul style="list-style-type: none">● 施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。● ユニットの形状・広さ・配置が適切であり、入所者の居住環境に配慮されている。● 地域交流スペースを適切に確保している。(災害時の福祉避難所として指定を受ける場合について要援護者の受入れ可能な広さ及び必要な資材の保管場所が確保されている)● 入所者が利用できる屋外空間を適切に確保している。● 居室の間口にゆとりがあり、居室の形状が良い。● 汚物処理の動線、食事提供の動線が区分されている。 また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。● 2方向からの介護に配慮した浴室、浴槽等を適切に配置している。● 施設行事の備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。● 介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。● 駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。● 無理のない整備スケジュールとなっている。● 「介護医療院についての詳細要件」の★「整備をすることが望ましいもの」について配慮がある。	30
		2. 安全対策	<ul style="list-style-type: none">● 感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。(施設出入口及びユニット出入口への手洗い器の設置・備蓄資材用の倉庫・三密を避ける十分なスペースの食堂等の確保・2方向から出入りできる家族面会室の設置など)● 緊急時の2方向避難・非常用自家発電設備等をはじめ、災害時の要援護者対応や防犯対策について配慮されている。	
		3. 設備基準	<ul style="list-style-type: none">● 設備基準を満たしている(満たしていない場合は内容により減点又は選考外とすることがある)。	
		4. 既存建物老朽化対処	<ul style="list-style-type: none">● 既存建物を使用する場合、建物の老朽化に対処するための方策があり、適切である。	
合 計				100

※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない又はマイナス評価とする場合があります。

※ 医療関係団体及び地域の住民等への情報提供・打合せ記録の提出がない場合、並びに添付書類 A-3「事業計画書」における関係機関との調整・協議の記録の添付がない場合は、評価の対象としない又はマイナス評価とする場合があります。

※ 著しく点数が低い項目があれば、指定候補事業者として選考されない場合があります。

8. 認知症高齢者グループホームについての詳細要件

募集箇所数		<p>創設</p> <p>① 1か所あたりの定員・規模は3ユニット（1ユニット5～9人）以内とすること。</p> <p>増床</p> <p>① 増床後の定員・規模は3ユニット（1ユニット5～9人）以内とすること。</p> <p>② 移転を伴う増床の場合は、現事業所と同一日常生活圏域内の移転に限ること。</p> <p>※ 同一日常生活圏域外への移転の場合は、新設と同様の扱いとなります。</p> <p>※ サテライト型も可とします。</p>
立地		生活環境としてふさわしく、入所者の日々の生活のリズムに合わせた環境を提供できる立地であること。
土地・建物の賃借期間		土地・建物は事業者自らが所有することが望ましいが、賃貸借により事業所を運営する場合の賃貸借期間は、当初契約から15年以上とすること。
建築構造		<p>① 高層建築物に設置する場合、できるだけ低層階（1～3階）に設置するよう配慮すること。</p> <p>② 段差の解消、スロープの設置など入居者が認知症高齢者であることに配慮したバリアフリーの設備構造すること。</p> <p>③ 他の社会福祉施設等と併設する場合には、完全に独立した構造とすること。</p> <p>◎ 職員がユニット間を往来できる設備構造とすることまで、妨げるものではない。</p> <p>◎ エレベーターや階段の共用を妨げるものではないが、エレベーターホールなど、エレベーターからフロアに出た場所が、即、ユニット内となるような構造ではないこと。</p>
必要設備		<p>① 居室 ② 居間・食堂 ③ 浴室・洗面所 ④ 台所</p> <p>⑤ 便所 ⑥ 事務室 ⑦ その他必要な設備</p> <p>⑧ ボランティアの受け入れ、地域との交流、家族会等の実施が可能な部屋</p> <p>※事務室・地域交流等スペースを除き、ユニット毎の専用設備とすること</p>
設備基準	居室	<p>☆ 地階に設けないこと。</p> <p>☆ 1人あたりの床面積$\geq 7.43 \text{ m}^2$（収納設備等を除く内法）</p> <p>☆ 原則として個室とすること。</p> <p>☆ 居室内に収納設備を設けること。</p> <p>★ 採光・換気が十分できること。</p> <p>★ 洗面・トイレが設置されていること。</p> <p>★ 複数のコンセントを設置すること。</p>
	居間・食堂	<p>☆ 落ち着きとゆとりを感じさせる空間（広さ）を確保すること。</p> <p>★ 1人あたり食堂・居間合わせて3 m^2以上のスペースを確保すること。</p> <p>★ 採光・換気が十分できること。</p> <p>★ 居間と食堂を別に確保すること。</p> <p>★ ユニット毎に感染症対策として玄関室を設けること。</p> <p>★ ユニットごとに個人情報取り扱いに配慮した記録スペースを設けること。</p>
	浴室	<p>☆ 1人用の個浴とし、入居者とその介助者の利用に適した広さとすること。</p> <p>☆ ユニットごともしくは隣接するユニットごとに浴室を設置すること。</p> <p>☆ 脱衣室・浴室に手すりを設置すること。</p>
	便所	<p>☆ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</p> <p>☆ 各居室に設けない場合は、1つのユニットに3つ以上のトイレを複数箇所に分散して設けること。</p>

		<p>ただし、ユニットの定員が6人以下の場合は、2つ以上のトイレを複数箇所に分散して設けること。</p> <p>☆ 各居室から等距離となるよう設けること。</p> <p>☆ トイレのうち1つ以上は車椅子対応型とすること。</p> <p>★ 共同生活室からトイレが丸見えにならないよう配慮すること。</p>
	台所	<p>☆ 入所者と職員が共同で調理等を行なうことができるレイアウト・設備とすること。</p>
	事務室	<p>☆ ユニットに対し、緊急時に速やかに対処できる距離、位置関係にあること。</p>
	防災避難・防犯設備	<p>★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が稼動できるよう非常用自家発電設備を設置するなどの対策を講じること。</p> <p>★ 非常災害時における備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の受入れに対する配慮をすること。</p> <p>★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。</p> <p>★ 防犯対策設備（防犯カメラ、フェンス、電子錠等）を設置すること。</p>
その他		<p>☆ 一般の住居に近い仕様となるよう、照明設備、内装の色彩や素材など、高齢者の精神的なゆとりと安らぎへのきめ細やかな配慮を行なうこと。</p> <p>☆ スプリンクラー設備を設置すること。なお、スプリンクラーの設備内容については、管轄の消防署と協議すること。</p> <p>☆ 適温確保のための空調設備を設けること。</p> <p>★ 将来の重度化に対応できる構造・設備であること。</p> <p>★ （看護）小規模多機能型居宅介護事業所を併設する計画であること。</p> <p>★ 2階以上の場合、エレベーター（簡易式でも可）を設置すること。</p> <p>★ 転倒時に安全な床材を使用すること。</p> <p>★ 汚物処理室からの汚物の排出においては、共用部を通ることなく、汚物を直接外部に排出できるようにすること。（清潔用と汚物用の動線が重ならないようにすること）</p> <p>★ 家族面会室は2方向から出入りできるようにすること。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号） 神戸市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針 <p>その他関係法令・通知を遵守すること</p>		

注）☆は満たす必要があるもの ★は満たすことが望ましいもの

9. 認知症高齢者グループホームの評価の着眼点

評価項目			評価の着眼点	配点
I	運 営 計 画	1. 運営理念	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業についての趣意・方針及び予定地選定の理由が明確であり具体的である。 ● 地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 ● 感染症にかかる予防策及び発生時の対策について具体的かつ適切である。 ● 災害時の業務継続計画(BCP)について具体的かつ適切である。 	25
		2. 人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業開設前後に必要な研修の(虐待の防止に係る研修を含む)内容・時期が具体的に計画されている。 ● 個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 ● 業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。 ● 人材確保・定着支援に向けた具体的な計画を持っている。 ● 介護ロボットや ICT の活用等による職員への負担軽減のための仕組みを持っている。 ● 入所者の重度化、看取りに対する具体的な計画を持っている。 ● 入所者受け入れ計画が適切である。 	
		3. 医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力医療機関について計画地の行政区の医師会や協力医療機関となる医療機関と、適切に協議を行っている。 ● 協力歯科医療機関について計画地の行政区の歯科医師会や協力歯科医療機関となる歯科医療機関と、適切に協議を行っている。 	
		4. 併設事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 本体施設と連携する併設事業があり、併設による効果を期待できる。 ● 施設の一部を転用する場合、転用により縮小(廃止)される事業について、縮小(廃止)する合理的な理由があり、現にサービス提供を受けている利用者等に影響が及ばないような方策がある。 	
		5. 運営推進会議について	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営推進会議に多様な参加者を想定している。 ● 地域へ開かれた活動が具体的に計画されている。 	
II	運 営 実 績	1. 法人の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置主体である法人の所在地が神戸市もしくは兵庫県にある。 ● 同種の事業所を運営する実績がある。 ● 過去の監査等において重大な問題がない。 	15
		2. 管理者の事業経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理者予定者に同種事業での勤務経験がある。 ● 管理者予定者に同種施設での施設長・管理者の経験がある。 ● 管理者予定者が管理者の資格要件を満たしている。 	
		3. 介護支援専門員の事業経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護支援専門員である計画作成担当予定者に同種事業での勤務経験がある。 ● 介護支援専門員である計画作成担当予定者に同種施設での計画作成担当業務経験がある。 ● 介護支援専門員である計画作成担当予定者が資格要件を満たしている。 	
III	施 設 立 地	1. 地域との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣住民、自治会等へ適切に情報提供を行っている。 	15
		2. 計画地	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画地において高い整備効果を見込める。 ● 計画地は同種事業所が未整備の日常生活圏域である。 ● 同種施設の偏在を防ぐ観点から、同種施設と一定距離を確保している。 	

			<ul style="list-style-type: none">● 土砂災害警戒区域等に指定されていない。	
		3. 土地・建物 所有形態	<ul style="list-style-type: none">● 土地・建物について確実に使用できる見込みがあり、書面により確認できる。	
IV	資金 計画	1. 資金計画	<ul style="list-style-type: none">● 法人の財務状況が適切である。● 収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。● 施設整備に係る自己資金について、施設整備費の 2 割以上を有している。● 開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の 12 分の 2 以上を有している。	20
		2. 利用者負担	<ul style="list-style-type: none">● 家賃、食費、水光熱費等の合計が市内の既存施設利用料の中央値と比較して同程度以下である。	
V	施設 計画	1. 建築計画	<ul style="list-style-type: none">● 施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。● ユニットの形状・広さ・配置が適切であり、入居者の居住環境に配慮されている。● 地域交流スペースを適切に確保している。（災害時の福祉避難所として指定を受ける場合について要援護者の受入れ可能な広さ及び必要な資材の保管場所が確保されている）● 入所者が利用できる屋外空間を適切に確保している。● 居室の間口にゆとりがあり、居室の形状が良い。● 汚物処理の動線、食事に関する動線が区分されている。 また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。● 介護に配慮した浴室、浴槽等を適切に配置している。● 施設行事の備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。● 介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。● 駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。● 無理のない整備スケジュールとなっている。● 「認知症高齢者グループホームについての詳細要件」の★「整備をすることが望ましいもの」について配慮がある。	25
		2. 安全対策	<ul style="list-style-type: none">● 感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。（施設出入口及びユニット出入口への手洗い器の設置・備蓄資材用の倉庫・三密を避ける十分なスペースの食堂等の確保・2 方向から出入りできる家族面会室の設置など）● 緊急時の 2 方向避難・非常用自家発電設備等をはじめ、災害時の要援護者対応や防犯対策について配慮されている。	
		3. 設備基準	<ul style="list-style-type: none">● 設備基準を満たしている（満たしていない場合は内容により減点又は選考外とすることがある）。	
		4. 既存建物 老朽化対処	<ul style="list-style-type: none">● 既存建物を使用する場合、建物の老朽化に対処するための方策があり、適切である。	
合 計				100

※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない又はマイナス評価とする場合があります。

- ※ 医療関係団体及び地域の住民等への情報提供・打合せ記録の提出がない場合、並びに添付書類 A-3「事業計画書」における関係機関との調整・協議の記録の添付がない場合は、評価の対象としない又はマイナス評価とする場合があります。
- ※ 著しく点数が低い項目があれば、指定候補事業者として選考されない場合があります。

10. 小規模多機能型居宅介護事業所についての詳細要件

- (1) 募集地域 小規模多機能型居宅介護事業所もしくは看護小規模多機能型居宅介護事業所が設置されていない日常生活圏域。
- (2) 規模 登録定員 29 名まで
 通いサービスの定員 登録定員の 2 分の 1 から 15 名まで
 (登録定員が 25 人を超える事業所について、居間と食堂を合計した面積が十分に機能を発揮できる広さである場合は 18 名まで)
 泊まりサービスの定員 通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 名まで
- (3) 居室構成 宿泊室は、専用の個室を設けること。(ただし、全定員分でなくてもよい)
- (4) 設備の要件については、下表のとおり

項目		説明等
設置が必要な設備		①居間 ②食堂 ③台所 ④宿泊室 ⑤浴室 ⑥その他事業に必要な設備
設備基準	浴室	★ 利用者の心身の状態に配慮したものとする。
	居間及び食堂	★ 洗面設備を設置すること。 ★ 居間、食堂のそれぞれの機能が独立していること。
	宿泊室	☆ 専用の個室を設けること。 ☆ 宿泊室の床面積は 7.43 m ² 以上とすること。
	防災避難・防犯設備	☆ スプリンクラーその他の自動消火設備を設置すること。 ★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が稼働できるよう非常用自家発電設備を設置するなどの対策を講じること。 ★ 非常災害時における備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の受入れに対する配慮をすること。 ★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。 ★ 防犯対策設備（防犯カメラ、フェンス、電子錠等）を設置すること。
	その他	★ 利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保できるスペースを設けること。
<ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号） 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十六号） 神戸市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 神戸市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針 その他関係法令・通知を遵守すること 		

注) ☆は満たす必要があるもの ★は満たすことが望ましいもの

11. 看護小規模多機能型居宅介護事業所についての詳細要件

- (1) 募集地域 小規模多機能型居宅介護事業所もしくは看護小規模多機能型居宅介護事業所が設置されていない日常生活圏域。
- (2) 規模 登録定員 29 名まで
 通いサービスの定員 登録定員の 2 分の 1 から 15 名まで
 (登録定員が 25 人を超える事業所について、居間と食堂を合計した面積が十分に機能を発揮できる広さである場合は 18 名まで)
 泊まりサービスの定員 通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 名まで
- (3) 居室構成 宿泊室は、専用の個室を設けること。(ただし、全定員分でなくてもよい)
- (4) 設備の要件については、下表のとおり

項目		説明等
設置が必要な設備		①居間 ②食堂 ③台所 ④宿泊室 ⑤浴室 ⑥その他事業に必要な設備
設備基準	浴室	★ 利用者の心身の状態に配慮したものとする。
	居間及び食堂	★ 洗面設備を設置すること。 ★ 居間、食堂のそれぞれの機能が独立していること。
	宿泊室	☆ 専用の個室を設けること。 ☆ 宿泊室の床面積は 7.43 m ² 以上とすること。
	防災避難・防犯設備	☆ スプリンクラーその他の自動消火設備を設置すること。 ★ 災害による停電等不測の事態に対して、人工呼吸器や酸素濃縮装置等が稼動できるよう非常用自家発電設備を設置するなどの対策を講じること。 ★ 非常災害時における備蓄資材の保管場所を設けるほか、要援護者の受入れに対する配慮をすること。 ★ 入退管理に配慮された事務室配置とすること。 ★ 防犯対策設備（防犯カメラ、フェンス、電子錠等）を設置すること。
	その他	★ 利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保できるスペースを設けること。
<ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年三月十四日厚生労働省令第三十四号） 神戸市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 神戸市地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する指導指針 その他関係法令・通知を遵守すること		

注) ☆は満たす必要があるもの ★は満たすことが望ましいもの

12. (看護)小規模多機能型居宅介護事業所の評価の着眼点

評価項目			評価の着眼点	配点
I	運営計画	1. 運営理念	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業についての趣意・方針及び予定地選定の理由が明確であり具体的である。 ● 地域の課題について研究、認識しており、施設が果たす役割について具体的かつ適切に想定している。 ● 感染症にかかる予防策及び発生時の対策について具体的かつ適切である。 ● 災害時の業務継続計画(BCP)について具体的かつ適切である。 	25
		2. 人員体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業開設前後に必要な研修の(虐待の防止に係る研修を含む)内容・時期が具体的に計画されている。 ● 個々の職員の研修効果を測定し、業務に反映できる仕組みを持っている。 ● 業務改善活動等について効果測定し評価し、改善につなげる仕組みを持っている。 ● 人材確保・定着支援に向けた具体的な計画を持っている。 ● 利用者受け入れ計画が適切である。 	
		3. 医療機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力医療機関について計画地の行政区の医師会及び協力医療機関となる医療機関と、適切に協議を行っている。 ● 協力歯科医療機関について計画地の行政区の歯科医師会及び協力歯科医療機関となる歯科医療機関と、適切に協議を行っている。 	
		4. 運営推進会議について	<ul style="list-style-type: none"> ● 運営推進会議に多様な参加者を想定している。 ● 地域へ開かれた活動が具体的に計画されている。 	
II	運営実績	1. 法人の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置主体である法人の所在地が神戸市もしくは兵庫県にある。 ● 同種の事業所を運営する実績がある。 ● 過去の監査等において重大な問題がない。 	10
		2. 施設長の事業経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設長予定者に同種事業での勤務経験がある。 ● 施設長予定者が施設長の資格要件を満たしている。 	
		3. 介護支援専門員の事業経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護支援専門員予定者に同種事業での勤務経験がある。 ● 介護支援専門員予定者が資格要件を満たしている。 	
III	施設立地	1. 地域との関係	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣住民及び自治会等へ適切に情報提供を行っている。 	15
		2. 計画地	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画地において高い整備効果を見込める。 ● 同種施設の偏在を防ぐ観点から、同種施設と一定距離を確保している。 ● 土砂災害警戒区域等に指定されていない。 	
		3. 土地・建物所有形態	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地・建物について確実に使用できる見込みがあり、書面により確認できる。 	
IV	資金計画	1. 資金計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人の財務状況が適切である。 ● 収入、支出が適切に計上されており、収支計画が適切に策定されている。 ● 施設整備に係る自己資金について、施設整備費から施設整備補助金を差し引いた額の2割以上を有している。 ● 開設当初の運営資金に係る自己資金について、施設開設までに要する事務費や人件費のほか、施設の年間事業費の12分の2以上を有している。 ● 建設費について、適切に見込めている。 	20
		2. 利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊費及び食費が市内の既存同種施設利用料と比較して同程度以下である。 	

V	施 設 計 画	1. 建築計画	<ul style="list-style-type: none">● 施設全体の設計コンセプトが明瞭かつ望ましいものであり、建物プランに反映されている。● 居間・食堂・宿泊室の形状・広さ・配置が適切であり、利用者の居住環境に配慮されている。● 地域交流スペースを適切に確保している。（災害時の福祉避難所として指定を受ける場合について要援護者の受入れ可能な広さ及び必要な資材の保管場所が確保されている）● 居室の間口にゆとりがあり、居室の形状が良い。● 汚物処理の動線、食事提供の動線が区分されている。 また、施設全体として動線が機能的であり、職員の働きやすさへの配慮がある。● 2 方向からの介護に配慮した浴室、浴槽等を適切に配置している。● 施設行事の備品や介護用品等を収納できる倉庫を適切に確保している。● 介護職員の事務スペース、休憩スペースが適切に確保されている。● 駐車スペース、送迎用の一時駐車スペースが適切に確保されている。● 無理のない整備スケジュールとなっている。● 「(看護)小規模多機能型居宅介護事業所についての詳細要件」の★「整備をすることが望ましいもの」について配慮がある。	30
		2. 安全対策	<ul style="list-style-type: none">● 感染症発生の防止、蔓延の防止について設計上の配慮があり適切である。（施設出入口及びユニット出入口への手洗い器の設置・備蓄資材用の倉庫・三密を避ける十分なスペースの食堂等の確保・2 方向から出入りできる家族面会室の設置など）● 緊急時の 2 方向避難・非常用自家発電設備等をはじめ、災害時の要援護者対応や防犯対策について配慮されている。	
		3. 設備基準	<ul style="list-style-type: none">● 設備基準を満たしている（満たしていない場合は内容により減点又は選考外とすることがある）。	
		4. 既存建物老朽化対処	<ul style="list-style-type: none">● 既存建物を使用する場合、建物の老朽化に対処するための方策があり、適切である。	
		合 計		

※ 上記の項目以外にも、特に考慮すべきと判断された事柄について評価を行うことがあります。

※ 特定の項目について、極めて不備な点がある場合には評価の対象としない場合があります。

※ 医療関係団体及び地域の住民等への情報提供・打合せ記録の提出がない場合、並びに添付書類 A-3「事業計画書」における関係機関との調整・協議の記録の添付がない場合は、評価が低くなる、もしくは評価できないことがあります。

※ 著しく点数が低い項目があれば、指定候補事業者として選考されない場合があります。

13. 添付書類チェックリスト

番号	添付書類	チェック欄	備考
表紙			
1	2026 年度介護保険施設等整備事業者募集への応募について		

A. 事業計画書他

2	施設整備 趣意書		別紙 1 (他の様式(Excel)とは別に Word ファイルで配布)
3	事業計画書		別紙 2
4	自然災害発生時の業務継続計画 (BCP)		別紙 3-1
5	新型コロナウイルス等の感染症発生時の業務継続計画 (BCP)		別紙 3-2
6	その他運営計画書		別紙 3-3
7	人員計画書		別紙 4-1
8	直接処遇職員配置及び入居者等受入計画書		別紙 4-2
9	研修計画書		別紙 5
10	施設整備等資金計画書		別紙 6
11	資金収支計画書 (事業収支計画書) (各収入・支出の積算根拠を別紙 (任意様式) で添付)		別紙 7-1 又は別紙 7-2
12	利用料金表		別紙 8-1 又は別紙 8-2
13	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表		別紙 9-1、別紙 9-2 又は別紙 9-3
14	居住費等積算表		

B. 法人に関する書類

15	法人調書		別紙 10-1 又は別紙 10-2
16	法人の事業実施状況等一覧表		別紙 11-1 又は別紙 11-2
17	理事長(予定者)又は法人代表者、施設長(管理者)予定者及び生活相談員等予定者の経歴書		別紙 12 (生活相談員等予定者の経歴書について、老健の場合は支援相談員、認知症高齢者グループホーム及び(看護)小規模多機能型居宅介護の場合は計画作成担当者について提出が必要)

18	実施計画者の認知症介護研修等受講状況		別紙 13 (認知症高齢者グループホーム及び(看護)小規模多機能型居宅介護の場合は提出が必要)
19	法人登記簿(写)		既存法人の場合は提出が必要。原本でなく写しで可。
20	法人の定款		既存法人の場合は提出が必要
21	法人の過去3年間の財務諸表(貸借対照表(B/S)、事業活動収支計算書(P/L)、資金収支計算書(C/F))、申請日までの月次試算表(直近1年度分)		既存法人の場合は提出が必要 設立準備会は、寄附予定法人分の提出が必要 ※既に同種事業所を運営している場合は、その事業所の財務諸表も併せて提出のこと
22	法人の事業報告書(直近年度分)		
23	法人の事業計画書(今年度分)		
24	決算数値等入力シート(過去3年分)		別紙 14-1(社会福祉法人) 別紙 14-2(社会福祉法人以外の法人) 設立準備会は、寄附予定法人分を入力
25	財産目録		別紙 15(別様式可) 既存法人の場合は提出が必要
26	過去3年間の監査指導の指摘事項		既存法人の場合は提出が必要
27	↑ 上記指摘事項に係る改善状況		既存法人の場合は提出が必要

C. 施設建設に関すること

28	位置図		
29	施設配置図		文字や数字が明確に確認できる縮尺とすること
30	各階平面図 (①施設全体の計画コンセプトについて、 ②施設計画における評価の着眼点について、それぞれ別紙で添付)		基準で定めのある面積、幅等について明記すること。文字や数字が明確に確認できる縮尺とすること。既存建物を活用する増床(転換)計画の場合、「現状の平面図(全フロア分)」と「増床(転換)後の平面図(全フロア分)」が必要。
31	共同生活室の家具等配置後のレイアウト図		ユニットの構造が異なる場合は全てのユニット分提出のこと。文字や数字が明確に確認できる縮尺とすること。
32	立面図 (①パース ②工事仮囲い活用案)		
33	部屋別面積表		全部屋について作成すること。内法面積で記載すること。全部屋というのは居室のみではなく、トイレ・浴室・事務室など、建物内部で壁や扉で区画された空間全てを指す。

D. 建設用地に関すること			
34	土地登記簿謄本（写）		
35	土地調書		別紙 16※既存建築物を活用する場合も提出が必要。
36	地積測量図		
37	用地の現況写真、写真方向図		
38	用途地域を示した図		ゆーまっぷ
39	計画地周辺のハザードマップの写し		
40	建設用地贈与契約書（写）		別紙 17(別様式可)
41	建設用地売買契約に関する覚書等（写）		賃貸借契約等を契約する場合は、当該契約に関する覚書等の写し

E. 当初資金について			
42	寄附者の状況表（施設整備・運転資金）		別紙 18
43	寄附者の贈与契約書[建設・運転資金](写)		別紙 19(別様式可ですが、履行時期及び金額を明記すること)

F. 借入金について			
44	借入金償還計画書		別紙 20-1、別紙 20-2
45	借入金償還財源内訳表		別紙 21（贈与により借入金償還を行う場合）
46	償還財源贈与契約書（写）		別紙 22(別様式可)
47	償還財源贈与者の印鑑証明書（写）		原本でなく写しで可。
48	償還財源贈与者の課税証明書（写）		原本でなく写しで可。

G. その他			
49	医師会関係、地元関係、金融機関（融資を受ける場合）、関係所管課等との協議内容		別紙 23
50	協力病院・歯科医の確保が見込まれることが分かる書類		任意様式
51	事業スケジュール表		任意様式
52	建築検査済証（写）		既存建築物を活用する場合は提出が必要
53	添付書類チェックリスト		

※資料作成上の注意

(1) データの作成・提出方法

- ① 提出資料のデータのファイル形式は、Word、Excel、PDF のいずれかの形式で提出すること。
ただし、A-2（別紙 1）については、Word 形式で、B-24（別紙 14-1 又は別紙 14-2）については Excel 形式で提出すること。
- ② 別紙 1～23 以外の資料の各ファイル名は、チェックリストの番号、添付書類名を記載すること。
（例 A-14 居住費等積算表.pdf）
- ③ データについては、神戸市ファイル交換システム（ファイル無害化 ASP）による提出が必要です。
データの提出については、事前に登録が必要ですので、応募登録があった事業者に個別に案内します。

(2) 提出資料（紙媒体）の作成方法

- ① (1)のデータを A4 サイズで印刷し、フラットファイルに綴じて 1 部提出すること。
- ② 「2026 年度介護保険施設等整備事業者募集への応募について」には押印が必要です。
A4 サイズより大きい資料は、製本しやすいように折り畳んで提出すること。
A4 サイズより小さい資料は、A4 の台紙に添付して提出すること。
番号順にインデックスを付すこと。（書類不要の場合も白紙にインデックスを付すこと）

(3) 複数種別の施設にまたがった事業計画を応募する場合は、個別の事業について算定根拠や収支計画等を積み上げ、No. 3～14、17、42～48 について個々の事業種別ごとの資料及び事業計画全体に係る資料をそれぞれ作成すること。

収支の内容等で按分の必要があるものについては、按分の根拠を明確にし、資料として添付すること。

(4) 詳細要件や応募内容を補完するための追加資料は最小限の範囲で添付して構いません。
ただし、この場合には、追加資料リストを添付するとともに提出時に内容をご説明ください。

(5) 添付書類で（写）とされているものについては、原本証明すること。

（例）

この写しは原本と相違ありません。			
	年	月	日
法人名	○	○	○
代表者名	□□	□□	実印

- (6) 法人設立準備会については、「法人」を「法人設立準備会」と読み替えること。
- (7) No. 10 については、併設事業を含む全体の施設整備等資金計画書に加え、事業種別ごとの施設整備等資金計画書を提出すること。
- (8) No. 11 及び No. 12 については、併設事業を含む全体の資金収支計画書等に加え、事業種別ごとの資金収支計画書等、利用料金表を提出すること。
収入・支出の各項目の積算内容が確認できる資料を添付すること。
No. 13 については、職員配置予定及び給与額、職員シフト表についても提出すること。
（ユニットケアの場合、ユニットごとのシフト表を提出すること）
- (9) No. 14 については、居室と共同生活室にかかる建設費用や光熱水費、器具備品費、修繕費用等が対象となりますが、算定根拠を明確に示すこと。
- (10) No. 16 及び No. 26 については、高齢者事業のほか、介護保険事業、社会福祉事業について記入すること。障害福祉事業を併設する場合、障害福祉事業についても記入すること。
- (11) No. 30 については、各階平面図に浴槽やベッド、洗面台等のレイアウトを明示すること。

- (12) No. 30 については、各階平面図の他、①施設全体の計画コンセプトについて、及び②施設計画における評価の着眼点（汚物処理・食事提供の動線、感染症対策、安全対策等）への配慮についてそれぞれ別紙（任意様式）にて提出すること。
- (13) No. 30 については、併設する事業が有る場合、本体事業と併設事業のそれぞれの区画を色分けする等、わかりやすく明記すること。
- (14) No. 31 については、ユニット内の全員が一同に会して食事ができると共に、2 方向に車椅子が通行できるスペースを確保したものとする。（辺長等、寸法記入）
- (15) No. 32 については、立面図の他、①パース、及び②工事仮囲い活用案（イメージ図及びコンセプト）を別紙（任意様式）にて提出すること。

※工事仮囲い活用について

本市の各種施設整備にあたっては、工事現場の仮囲いに「ここにどのような施設ができるのか」「周辺がどのように変わるのか」等を容易に理解できる情報の掲示を行うことを推奨している。事業者募集における介護保険施設等の整備においても協力をお願いします。

- (16) No. 38 については、建設予定地の都市計画・地区計画・建築協定・地元まちづくりの状況等がある場合、その状況が分かる書類の提出が必要です。
- (17) No. 39 については、土砂災害・河川氾濫・津波等の各種災害危険箇所の種類に応じ、複数枚になっても構わないので、漏れがないようにすること。
- (18) 創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備を伴う事業計画を応募する場合は、大規模修繕・耐震化整備事業について、個別に No. 3、10、30～33、51 を提出すること。
- (19) その他、本市が必要とする書類を求めることがあります。